

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年2月17日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第1号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1（第2条関係） へき地学校			別表第1（第2条関係） へき地学校		
所在地	学校名	級別	所在地	学校名	級別
東伯郡三朝町大字 福山279番地2	南小学校福山分校	2級	倉吉市河来見262 番地2	高城小学校河来見分校	2級
略			倉吉市河来見262 番地2	高城小学校河来見二子季 節間分校	2級
日野郡日野町久住 576番地	黒坂小学校久住季節間分 校	2級	東伯郡三朝町大字 福山279番地2	南小学校福山分校	2級
略			略		
			日野郡日野町久住 576番地	黒坂小学校久住季節間分 校	2級
			岩美郡岩美町大字 鳥越259番地	岩美南小学校鳥越季節間 分校	1級
			八頭郡若桜町大字 吉川101番地	若桜小学校吉川分校	1級
			略		

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。